

別表 2

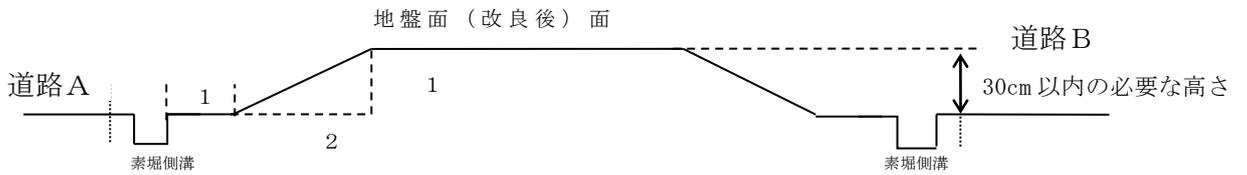
「隣接道路面からの高さについて」

1 接続する2つ以上の道路に高低差がない場合

(1) 水田の場合



(2) 畑の場合



※素堀側溝は、民法第237条第2項の規定を満たす位置に設置する。

2 接続する2つ以上の道路に高低差がある場合

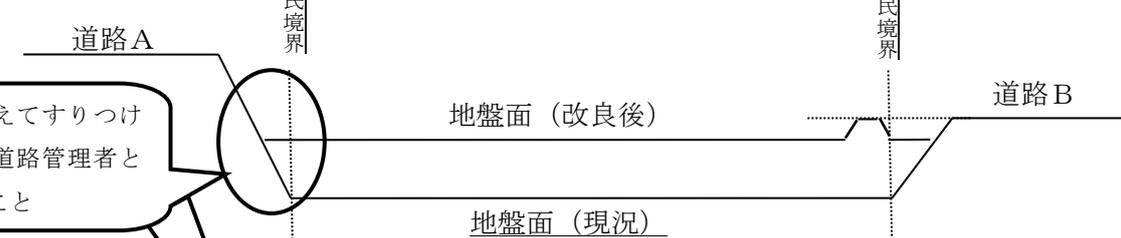
(現況断面図)



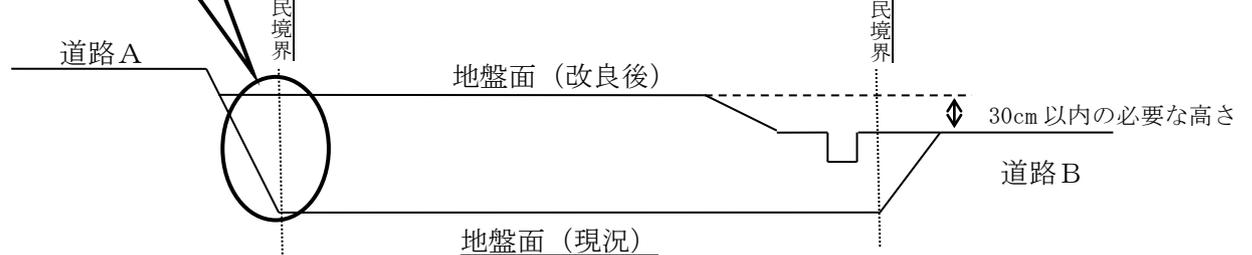
(改良断面図)

(1) 原則として、低い道路を基準とする

ア 水田の場合



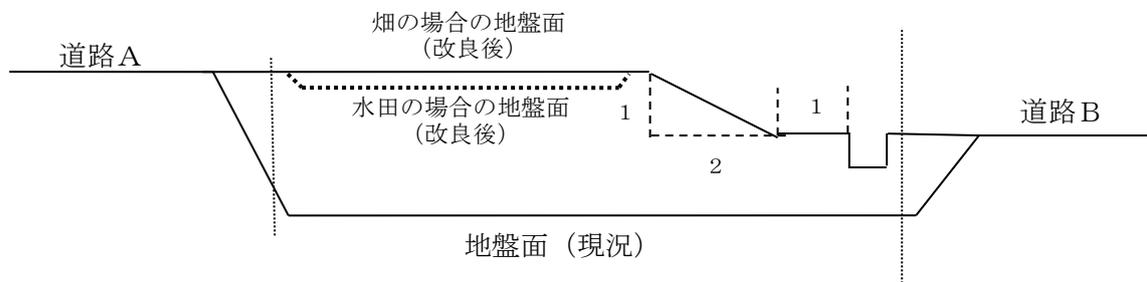
イ 畑の場合



(2) 例外的に高い道路を基準とすることを認める場合

- ア 農機具の搬入を道路Aから行っており、道路Aと同等の高さにすることが耕作する上で効率的である場合。
- イ 道路Bから30cm以内の高さでは効果が得られない場合で、改良前と同等以上の収量確保が認められる場合。

(高い道路を基準とした場合の改良断面図例)



※道路A側の地盤面（改良後）は道路面を超えないこと。

その他必要に応じ指導し、被害防除に努めさせること。

道路Aからの雨水流入や農地の冠水を理由とした農地改良は認めない。

3 地盤面（改良後）が隣接道路面及び隣地面より高くなる場合は、被害防除策を講ずること

- ①隣接道路及び隣地との間に素堀側溝を設置する。
- ②地盤面（改良後）と隣接道路面及び隣地面との高さの差に相当する幅でセットバックする。
- ③法面の勾配は、嵩上げの高さ1に対する水平距離2の割合の勾配以下とする。  
(例えば、30cm嵩上げする場合、水平方向に60cmの勾配となる。)